

仮設スロープの設置及び撤去業務（仕様書）

1 委託業務の名称 仮設スロープの設置及び撤去業務

2 契約期間 選挙日10日前から選挙日7日後

3 業務内容

仮設スロープの設置及び撤去

仮設スロープ及び設置に伴う必要機材の準備

設置から撤去までの間の維持及び保全に必要な業務

4 設置・撤去の履行期間

設置日：選挙前日（1日間）の午前8時30分から午後5時まで

撤去日：選挙翌日（1日間）の午前8時30分から午後5時まで

※投票所施設の業務に支障が生じる場合は、設置・撤去日時の変更あり

5 対象箇所 ※約56ヶ所 選挙毎に変更あり

区	投票	投票所	設置場所	区	投票	投票所	設置場所
門司区 9箇所	2	錦町公民館	1階ホール	若松区 5箇所	4	若松中学校	武道場
	9	田野浦公民館	1階ホール		14	藤木小学校	体育館
	17	大里東第二公民館			16	東二島公民館	
	18	戸ノ上中学校	武道場		17	鴨生田小学校	体育館
	20	大里東小学校	体育館		25	青葉小学校	体育館
	26	西門司小学校	体育館	八幡西区 17箇所	2	仰星国際学園	体育館
	27	藤松小学校	体育館		7	黒崎中学校	武道場
	30	伊川市民サブセンター			9	熊西小学校	体育館
	31	大里団地第一集会所			10	萩原小学校	体育館
小倉北区 12箇所	1	長浜児童館			15	穴生小学校	体育館
	5	西小倉小学校	体育館		18	本城団地中央集会所	
	9	板櫃中学校	第一会議室		20	赤坂小学校	体育館
	18	泉台小学校	体育館		23	医生ヶ丘小学校	体育館
	20	篠崎中学校	武道場		25	浅川小学校	体育館
	23	南丘小学校	体育館		27	浅川団地集会所	
	30	神岳保育園	ホール		29	折尾西小学校	体育館
	34	白銀中学校	1階教室		33	永犬丸西小学校	体育館
	35	貴船小学校	体育館		37	上津役市民センター	
	36	(新規)角神社			42	千代小学校	体育館
	38	美萩野女子高等学校	体育館		45	楠橋小学校	体育館
	40	霧丘小学校	ランチルーム		46	池田小学校	体育館
小倉南区 7箇所	7	徳力小学校	体育館		戸畑区 4箇所	5	飛幡中学校
	8	広徳小学校	体育館	6		天籟寺小学校	体育館
	37	横代中学校	体育館	12		中原小学校	体育館
	11	志井小学校	体育館	15		中原市民センター	講堂
	12	長行小学校	体育館				
	20	葛原小学校	体育館				
	36	田原小学校	体育館				
39	企救丘小学校	教育相談室					
八幡東区 1箇所	7	大蔵中学校	特別活動教室	合計	56		

※当該設置場所は令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙時の実績であり、選挙前の調査により変更がある。

6 スロープの形状等

- (1) 各投票所の実態に則し、各区選挙管理委員会と協議のうえ決定すること。
- (2) スロープの落下事故等防止を目的に、各々の形態に応じて以下のような必要な補強措置を行うこと。
- (3) 固定可能なものは中継台と仮説スロープを針金等で固定すること。
- (4) ずれ防止対策として、スロープと地面の間の設置面にゴムマットを敷くこと。
- (5) 振動軽減対策として、仮説スロープの下にスペースがあるものは、受け（角材等）を挿入すること。

7 その他

- ・ 仮設スロープ及び必要機材の不足が生じないよう事前に現地確認等を行うこと。
- ・ 現地確認及び設置作業の際は、事前に施設管理者（学校、市民センター等）に連絡し、施設業務に支障が生じないよう配慮すること。
- ・ 設置不良、使用中の破損等に対応できるよう連絡体制を整えておくこと。
- ・ 設置前、設置後の状況写真を撮影しておき、委託業務終了後、速やかに市選管に提出すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、発注者と受注者の協議により決定する。なお、協議が成立しない場合は発注者の支持に従うものとする。